

# 法学概論

担当教員： 宮下修一

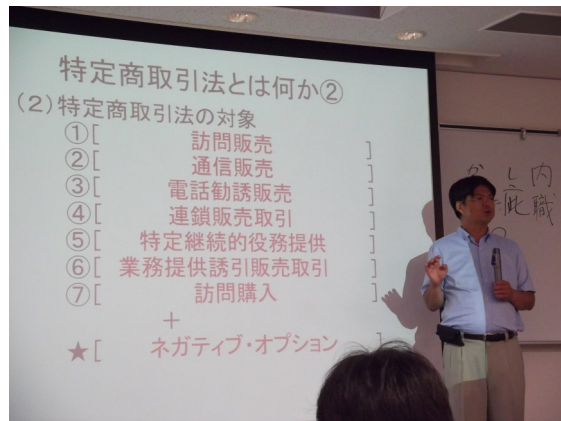
履修年次・区分： 1・2年（共通—教養—社会と経済）

授業のテーマ：法律は、わたしたちの日常生活に密接に関連するものであるにもかかわらず、それとは縁遠いものとして認識されがちである。本講義では、司法制度の全体像を学ぶとともに、私たちの日常生活で日々発生している具体的な法的紛争事例を取り上げながら、法学の基本的な知識を習得しつつ実際に紛争を解決するための方法を検討することを通して、社会における法律の意義を確認することにしたい。

この日の授業内容： 消費者取引と法③ 特定商取引法とクーリング・オフ



「特定商取引に関する法律」は、旧称を「訪問販売等に関する法律」といいます。消費者被害が目立つ特定の販売手法や取引について勧誘や契約内容を規制し、刑事罰や行政規制、民事ルールを課すもので、消費者契約法、割賦販売法と並んで消費者保護のための重要な法律の一つです。



近年特に増えたインターネットショッピングも特定商取引法の対象です。「昔は大型の本屋にしかなかった本もすぐ買えるし、次の日には届きますよね。」と先生。海外のサイトから買い物をすることもでき、大変便利ではありますが、国際取引にはトラブルも多く、議論が盛んに行われています。

(2016年9月取材)